

京都市市営住宅条例の一部を改正する条例（平成21年3月30日京都市条例第79号）（都市計画局住宅室住宅政策課）

住宅に困窮する者等のために設置された市営住宅の適正な管理を図るため、市営住宅の入居者又は同居者（入居者の配偶者に限る。）が他に自ら居住の用に供することができる建物又は建物の部分を所有しているときは、当該市営住宅の明渡しを請求することができるよう、明渡し請求要件にこれを規定することとしました。

この条例は、平成21年4月1日から施行することとしました。

京都市市営住宅条例の一部を改正する条例を公布する。

平成21年3月30日

京都市長 門川大作

京都市条例第79号

京都市市営住宅条例の一部を改正する条例

京都市市営住宅条例の一部を次のように改正する。

第26条第1項中第7号を第8号とし、第4号から第6号までを1号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 入居者又は同居者（入居者の配偶者に限る。）が自ら居住の用に供することができる建物又は建物の部分を所有しているとき。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(都市計画局住宅室住宅政策課)